

## 「外国籍の介護人材が訪問介護サービスに携わることについて」結果の概要と総括

2024年3月19日

公益社団法人日本介護福祉士会

会長 及川 ゆりこ

厚生労働省に設置された外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会の中で、介護福祉士資格を持たない外国籍の介護人材（技能実習生や特定技能の方）に訪問介護サービスを担っていただくことの議論がなされています。介護現場に最も近い専門職である介護福祉士の意見を把握することを目的として、運営サポーターを対象とする調査を実施しましたのでご報告いたします。

### 【主な結果の概要】

#### 1. 日常生活会話ができる程度の日本語能力は必須である

介護福祉士資格を持たない外国籍の介護人材が訪問介護サービスを担うに当たり、「日常生活会話ができる程度の日本語能力」については、ほぼすべての人が「必須要件」、「望ましい要件」と回答している。

#### 2. 国籍の違いで必要とされるスキルや環境が異なるわけではないが、国籍の違いによる難しさはある

「専門的な介護の日本語を使うことができる能力」や「日本文化の理解（食事や生活様式等を含む）」、「地域内の慣習の理解（ごみの分別ルールを含む）」、「利用者1人に対してサービス提供側が1人にならない環境の担保」など、他のスキルや環境についても「必須要件」、「望ましい要件」と回答した人が7割を超えている。そのほか、必要とされるスキルや環境として、自由記述回答の中で、「移動」や「資質や人間性」、「倫理観」、「コミュニケーション能力」、「介護に関する知識や技術」、「緊急時の対応」等が挙げられた。

一方で、これらのスキルや環境については、「国籍の問題ではない」「日本人でも同じことが言える」との意見も複数あった。

ただし、利用者を理解する上で、また、訪問介護サービスの提供に際しては、日本の文化や考え方などが背景にあるため、日本で生まれ育った介護人材に比べて難しさがあることが多くの意見から読み取れた。

#### 3. 受け入れるに当たっては事業所等に対する仕組みが求められている

外国籍の介護人材の受入れに当たっては、技能実習指導員の選任等の要件を設けることや、訪問介護サービスは基本的に1対1で提供されるものであることから、外部研修のほかOJTの体制、サービス提供中でも困ったときにはすぐに相談できる体制など、適切な指導や支援のための仕組みが必要だとする意見が見られた。

このほか、利用者等からの受入れを円滑に行うための丁寧な説明や調整、外国籍の介護人材に対する偏見やハラスメントなど人権擁護の視点に関する意見もあった。

### 【総括】

- ・ 訪問介護サービスによらず、介護サービスの提供において重要なことは、尊厳を守るケア、質の高いケアを担保することであり、求められるスキルや環境は国籍の違いによって異なるものではない。
- ・ ただし、外国籍の介護人材が訪問介護サービスを担うに当たっては、文化等の違いによる難しさがあることを踏まえ、事業所での研修や指導者の同行訪問等の仕組みの整備、文化等を理解するための学習機会を設けるなどの対応の必要性が示唆された。